

## ◇ 印 鑑 登 録 ◇

印鑑登録証明書は、不動産の登記や相続など、登録者の財産に関わる大切な書類です。  
したがって、印鑑登録の際には必ず本人の申請及び本人の意志を確認のうえ、手続きを行っています。

### ●登録できる方

1. 田子町に住民登録している方
2. 満15歳以上の方

### ●登録できない印鑑

1. 住民基本台帳に記載されている氏名と異なるもの
2. ゴム印など変形しやすいもの
3. 印影の大きさが8mm以下、25mm以上のもの
4. 欠けたり、減ったりして印影が照合できないもの
5. 同じ世帯の方が登録している印鑑

### ★登録方法

#### ◆本人による申請のとき

- 申請に必要なもの
1. 登録する印鑑
  2. ※本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

※顔写真付きの身分証明がない場合は、保証人が必要となります。  
保証人の方の印鑑登録証(赤い手帳)と登録している印鑑が必要です。  
保証人となれる方は、田子町に印鑑登録している20歳以上の方です。

・即日登録できます。

#### ◆代理による申請のとき

※代理申請ができるのは、長期入院の方、寝たきりの方となります。

1. 代理人となる方は、印鑑登録申請書(代理人用)と登録する印鑑を窓口へ提出してください。
2. 申請書受理後、登録者本人宛に照会書を郵送しますので、回答書に必要事項を記入してください。
3. 期限内に回答書及び登録する印鑑を窓口にご持参下さい。

・回答書をご持参いただいた日の登録となります。

### ●登録後、印鑑登録証(赤い手帳)をお渡しいたします。

印鑑登録証明書は、印鑑登録証(赤い手帳)がないと交付できませんので大切に保管してください。

◎ お問い合わせ先 田子町役場 住民課 住民環境グループ  
TEL 0179-20-7113